

平成 28 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 森下 一喜  
(コード番号：3765 東証第一部)  
問合せ先 取締役 CFO 財務経理本部長 坂井 一也  
(TEL：03-6895-1650 (代表))

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 21 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また、経営体質強化のための内部留保を勘案しつつ、業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。当該方針に基づき、当社は、自己株式の取得も選択肢に含め、株主の皆様への利益還元策を検討してまいりました。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項又は同法第 459 条第 1 項第 1 号の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において自己株式の公開買付けを行うことを決議し、平成 27 年 4 月 30 日から平成 27 年 6 月 1 日までを買付け等の期間として、当時当社の親会社であったソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ株式会社（注 1））より、188,235,200 株（平成 27 年 6 月 24 日時点の発行済株式総数（1,152,010,000 株）に対する割合：16.34%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得し、その結果、同社は当社の親会社には該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することとなりました。

（注 1）ソフトバンク株式会社は平成 27 年 7 月 1 日付でソフトバンクグループ株式会社に商号変更しております。また、ソフトバンクモバイル株式会社は平成 27 年 7 月 1 日付でソフトバンク株式会社に商号変更しております。

かかる状況の下、平成 28 年 6 月 1 日、当社は、当社の主要株主でありその他の関係会社である第二位株主のソフトバンクグループ株式会社（本日現在、当社普通株式 199,204,800 株（保有割合（注 2）：18.83%））を保有しています。以下「ソフトバンクグループ」といいます。）より、ソフトバンクグループ及び当社の第四位株主のソフトバンク株式会社（本日現在、当社普通株式 73,400,000 株（保有割合：6.94%））を保有しています。以下「ソフトバンク」といいます。なお、ソフトバンクグループ及びソフトバンクの保有する当社普通株式の合計：272,604,800 株、保有

割合の合計：25.77%)の保有する当社普通株式の一部につき売却の打診を受けました。

(注2)「保有割合」とは、本日現在の当社の発行済株式総数1,057,892,400株に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下「保有割合」の計算において同じです。

これを受け、当社は、ソフトバンクグループ及びソフトバンクが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することについて具体的に検討いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であるとの判断に至りました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成28年6月3日、ソフトバンクグループに対し、当社が本公開買付けの実施の意向を有していることを伝え、ソフトバンクグループとの協議及び交渉を経て、平成28年6月3日開催の取締役会において、ソフトバンクグループとの間で、当社が当該取締役会の開催日の前営業日(平成28年6月2日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の終値の309円に対して4.85%(小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じです。)のディスカウントを行った価格である294円で自己株式の公開買付けを実施した場合において、ソフトバンクグループ及びソフトバンクが保有する当社普通株式248,300,000株(保有割合：23.47%) (以下「本応募株式」といいます。)につき、ソフトバンクグループは、本公開買付けに応募し、又は、ソフトバンクをして本公開買付けに応募させる旨の公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結することを決議し、ソフトバンクグループとの間で平成28年6月3日付で本応募契約を締結いたしました。なお、本応募契約において、ソフトバンクグループ又はソフトバンクによる応募の前提条件は存在しません。なお、当社が本応募契約を締結することに関して、当社の取締役大庭則一は、ソフトバンクグループの財務部副部長を兼務していることに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、平成28年6月3日開催の当社取締役会において、当社が本応募契約を締結することに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてソフトバンクグループとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

その後、当社は、上記の検討に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の最終的な決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社、ソフトバンクグループ及びソフトバンクから独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年6月20日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得し、本株式価値算定書に記載された算定結果も併せて、平成28年6月3日に本応募契約においてソフトバンクグループとの間で合意した本公開買付価格の妥当性を検証することとしました。プルータスは、本株式価値算定書において、市場株価法及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行っておりますが、類似会社

比較法については、スマートフォンゲーム業界に属する企業の株価が業界の潜在的な成長性よりも特定のヒット作の影響を強く受ける側面があることから、参考情報に留めるものとし、評価手法として上場株式の評価手法として最も高い客観性を有する市場株価法を採用し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を300円から306円までと分析しております（詳細は、「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照ください。)。また、当社は、ブルータスから本公開買付価格が一定の条件の下に当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております（詳細は、「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照ください。）。

その上で、当社は、本公開買付価格は、本株式価値算定書に記載された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を下回る価格であり、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成28年6月20日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である300円に対して2.00%ディスカウントした金額となっていることから、平成28年6月21日現在においても、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいとの当社の従前の判断の枠組みと異なるところはなく、妥当な価格であると判断いたしました。

当社は、上記の検討、検証及び協議の過程を経て、平成28年6月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格を平成28年6月3日に本応募契約においてソフトバンクグループとの間で合意した価格と同値である294円とすることを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務健全性及び安定性を考慮し、248,300,000株（保有割合：23.47%）を上限といたしました。

なお、本公開買付けに関して、当社の取締役大庭則一は、ソフトバンクグループの財務部副部長を兼務していることに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、平成28年6月21日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてソフトバンクグループとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、平成28年3月31日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約856億円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も、事業から生み出されるキャッシュ・フローも蓄積されることが見込まれるため、当社の手元流動性は十分に確保でき、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

ソフトバンクグループは、本日現在、当社の主要株主でありその他の関係会社に該当してはおりますが、本公開買付けに応募された本応募株式の買付け等が行われた場合、当社の主要株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、主要株主及びその他の関係会社の異動が生じる予定です。なお、当社は、ソフトバンクグループ及びソフトバンクより、本応募株式（248,300,000株（保有割合：23.47%））の内訳がソフトバンクグループ保有分の全て：199,204,800株（保有割合：18：83%）及びソフトバンク保有分の一部：49,095,200株（保有割合：4.64%）であるこ

と、本公開買付け後も同社らが保有することとなる当社普通株式（当社が本公開買付けにより本応募株式の全部の買付け等を行った場合にはソフトバンクが保有することとなる24,304,800株（保有割合：2.30%））は、本日現在において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。また、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数を超える場合は、あん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うこととなり、本応募株式のうちの一部を取得することとなりますが、当社は、ソフトバンクグループ及びソフトバンクより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式については、本日現在において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分については、現時点では詳細が未定ですが、資本効率の向上及び株主還元を明確化するため、取得後速やかに発行済株式総数に対して10%を消却する方針について取締役会で決議しております。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	248,300,100株（上限）	73,000,229,400円（上限）

(注1) 発行済株式総数 1,057,892,400株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 23.47%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成28年6月23日（木曜日）から平成28年8月16日（火曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

①	取締役会決議	平成28年6月21日（火曜日）
②	公開買付開始公告日	平成28年6月23日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
③	公開買付届出書提出日	平成28年6月23日（木曜日）
④	買付け等の期間	平成28年6月23日（木曜日）から 平成28年7月21日（木曜日）まで（20営業日）

### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金294円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

本公開買付価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われ

ることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動も考慮するのが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本応募契約の締結を決議した取締役会の開催日である平成 28 年 6 月 3 日の前営業日（同年 6 月 2 日）の当社普通株式の終値 309 円、同年 6 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 282 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）、及び同年 6 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 293 円を参考にいたしました。

その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成 28 年 6 月 3 日、ソフトバンクグループに対し、当社が本公開買付けの実施の意向を有していることを伝え、ソフトバンクグループとの協議及び交渉を経て、平成 28 年 6 月 3 日開催の取締役会において、ソフトバンクグループとの間で、当社が当該取締役会の開催日の前営業日（平成 28 年 6 月 2 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の 309 円に対して 4.85%のディスカウントを行った価格である 294 円で自己株式の公開買付けを実施した場合において、ソフトバンクグループは、本応募株式につき本公開買付けに応募し、又は、ソフトバンクをして本公開買付けに応募させる旨の本応募契約を締結することを決議し、ソフトバンクグループとの間で平成 28 年 6 月 3 日付で本応募契約を締結いたしました。

その後、当社は、上記の検討に加え、本公開買付け価格の最終的な決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社、ソフトバンクグループ及びソフトバンクから独立した第三者算定機関であるブルータスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 6 月 20 日付で本株式価値算定書を取得し、本株式価値算定書に記載された算定結果も併せて、平成 28 年 6 月 3 日に本応募契約においてソフトバンクグループとの間で合意した本公開買付け価格の妥当性を検証することとしました。

ブルータスは、本株式価値算定書において、市場株価法及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行っておりますが、類似会社比較法については、スマートフォンゲーム業界に属する企業の株価が業界の潜在的な成長性よりも特定のヒット作の影響を強く受ける側面があることから、類似会社の EV/EBITDA 倍率に当社の成長性が適切に織り込まれているとは言い難いとの理由により、参考情報に留めるものとし、上場株式の評価手法として最も高い客観性を有する市場株価法を主たる評価手法として採用したことが付記されております。上記各手法において算定された当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

採用手法	当社の 1 株当たりの株式価値の算定レンジ
市場株価法	300 円～306 円

類似会社比較法（参考）	426 円～498 円
-------------	-------------

まず、市場株価法では、算定基準日を平成 28 年 6 月 20 日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値（300 円）及び平成 28 年 5 月 27 日から算定基準日までの当社普通株式の終値の単純平均値 306 円を採用し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 300 円から 306 円までと分析しています。平成 28 年 5 月 27 日を起算日としたのは、当社が同日付で「ガンホー、中国版『パズル&ドラゴンズ』の事前登録を開始！」と題するプレスリリースを発表した後、当社の株価が急騰したことから、前営業日までの株価には当該情報の影響が反映されていないものと考え、同日以降の株価を参照するのが適切と判断したためとのことです。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の EV/EBITDA 倍率との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 426 円から 498 円までと分析しています。なお、スマートフォンゲーム業界に属する企業の株価は業界の潜在的な成長性よりも特定のヒット作の影響を強く受ける側面があることから、類似会社の EV/EBITDA 倍率に当社の成長性が適切に織り込まれているとは言い難いとの理由により、本株式価値算定書においては参考情報に留めるものと付記されております。

また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、当社が属するスマートフォンゲーム業界の成長はスマートフォンの急速な普及とともに成長してきた中、今後どのように推移するかについては、不確定な要素に依存する部分が大きく、加えて、当社を含むアプリケーションプロバイダーの業績は、作品のヒット状況により大きく左右されるため、将来の業績に関する適正かつ合理的な見通しが難しいことから、当該手法に依拠することは適当ではないと判断されたとのことです。

なお、当社は、プルータスから本公開買付価格が一定の条件の下に当社にとって財務的に見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。上述のフェアネス・オピニオンは、当社取締役会が本公開買付価格を検討するに当たり、参考資料として使用する目的のみのために作成されました。プルータスは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについても意見を表明しておりません。

その上で、当社は、本公開買付価格は、本株式価値算定書に記載された当社普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を下回る価格であり、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 6 月 20 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である 300 円に対して 2.00%ディスカウントした金額となっていることから、平成 28 年 6 月 21 日現在においても、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいとの当社の従前の判断の枠組みと異なることなく、妥当な価格であると判断いたしました。当社は、上記の検討、検証及び協議の過程を経て、平成 28 年 6 月 21 日開催の取締役会において、本公開買付価格を平成 28 年 6 月 3 日に本応募契約においてソフトバンクグループとの間で合意した価格と同値である 294 円とすることを決議いたしました。

本公開買付価格である 294 円は、本応募契約の締結を決議した取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 6 月 2 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である 309 円に対して 4.85%ディスカウントした金額となりますが、同年 6 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 282 円に 4.26%、同年 6 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 293 円に 0.34%、それぞれプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付価格である 294 円は、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 6 月 20 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である 300 円に対して 2.00%、同年 6 月 20 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 297 円に対して 1.01%、同年 6 月 20 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 294 円に対して 0.00%、同年 6 月 20 日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 295 円に対して 0.34%、それぞれディスカウントした金額となります。

また、当社は平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、当時のソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ）から 188,235,200 株（平成 27 年 6 月 24 日時点の発行済株式総数（1,152,010,000 株）に対する割合：16.34%（小数点以下第三位を四捨五入））を、公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 4 月 27 日）の東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場における当社普通株式の終値である 455 円に対して 6.59%ディスカウントした価格である 1 株につき金 425 円で取得しております。買付価格の算定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎としており、当該買付価格 425 円と本公開買付価格との差異（131 円）は、基準となる当社普通株式の市場価格の変動及びディスカウント率の差異によるものであります。

## ②算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また、経営体質強化のための内部留保を勘案しつつ、業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。当該方針に基づき、当社は、自己株式の取得も選択肢に含め、株主の皆様への利益還元策を検討してまいりました。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項又は同法第 459 条第 1 項第 1 号の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成 28 年 6 月 1 日、当社は、当社の主要株主でありその他の関係会社である第二位株主のソフトバンクグループ（本日現在、当社普通株式 199,204,800 株（保有割合：18.83%）を保有しています。）より、ソフトバンクグループ及び当社の第四位株主のソフトバンク（本日現在、当社普通株式 73,400,000 株（保有割合：6.94%）を保有しています。なお、ソフトバンクグループ及びソフトバンクの保有する当社普通株式の合計：272,604,800 株、保有割合の合計：25.77%）の保有する当社普通株式の一部につき

売却の打診を受けました。

これを受け、当社は、ソフトバンクグループ及びソフトバンクが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することについて具体的に検討いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であるとの判断に至りました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成28年6月3日、ソフトバンクグループに対し、当社が本公開買付けの実施の意向を有していることを伝え、ソフトバンクグループとの協議及び交渉を経て、平成28年6月3日開催の取締役会において、ソフトバンクグループとの間で、当社が当該取締役会の開催日の前営業日(平成28年6月2日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の309円に対して4.85%のディスカウントを行った価格である294円で自己株式の公開買付けを実施した場合において、本応募株式(248,300,000株(保有割合:23.47%))につき、ソフトバンクグループは、本公開買付けに応募し、又は、ソフトバンクをして本公開買付けに応募させる旨の本応募契約を締結することを決議し、ソフトバンクグループとの間で平成28年6月3日付で本応募契約を締結いたしました。

その後、当社は、上記の検討に加え、本公開買付価格の最終的な決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社、ソフトバンクグループ及びソフトバンクから独立した第三者算定機関であるブルータスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年6月20日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得し、本株式価値算定書に記載された算定結果も併せて、平成28年6月3日に本応募契約においてソフトバンクグループとの間で合意した本公開買付価格の妥当性を検証することとしました。ブルータスは、本株式価値算定書において、市場株価法及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行っておりますが、類似会社比較法については、スマートフォンゲーム業界に属する企業の株価が業界の潜在的な成長性よりも特定のヒット作の影響を強く受ける側面があることから、参考情報に留めるものとし、評価手法として上場株式の評価手法として最も高い客観性を有する市場株価法を採用し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を300円から306円までと分析しております。また、当社は、ブルータスから本公開買付価格が一定の条件の下に当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

その上で、当社は、本公開買付価格は、本株式価値算定書に記載された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を下回る価格であり、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成28年6月20日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である300円に対して2.00%ディスカウントした金額となっていることか



ら、平成 28 年 6 月 21 日現在においても、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいとの当社の従前の判断の枠組みと異なることなく、妥当な価格であると判断いたしました。

当社は、上記の検討、検証及び協議の過程を経て、平成 28 年 6 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付け価格を平成 28 年 6 月 3 日に本応募契約においてソフトバンクグループとの間で合意した価格と同値である 294 円とすることを決議いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	248,300,000 株	一株	248,300,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数 (248,300,000 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数 (248,300,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単位 (100 株) 未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付け期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 発行済株式総数に対する割合 23.47% (小数点以下第三位を四捨五入)

#### (5) 買付け等に要する資金

73,032,700,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金 (73,000,200,000 円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

#### (6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

②決済の開始日

平成 28 年 8 月 16 日 (火曜日)

### ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※)税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (イ)個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

#### (ロ)法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

①本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

②当社は、ソフトバンクグループとの間で、平成 28 年 6 月 3 日付で、当社が平成 28 年 6 月 2 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の 309 円に対して 4.85% のディスカウントを行った価格である 294 円を公開買付けにおける買付け等の価格として当社普通株式に対する公開買付けを実施した場合、ソフトバンクグループ及びソフトバンクが保有する当社普通株式 272,604,800 株（保有割合：25.77%）の一部である本応募株式（248,300,000 株（保有割合：23.47%））につき、ソフトバンクグループが、本公開買付けに応募し、又は、ソフトバンクをして本公開買付けに応募させる旨の本応募契約を締結しています。本応募契約において、ソフトバンクグループ又はソフトバンクによる応募の前提条件は存在しません。また、ソフトバンクグループは、本日現在、当社の主要株主及びその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けに応募された本応募株式の買付け等が行われた場合、当社の主要株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、主要株主及びその他の関係会社の異動が生じる予定です。なお、当社は、ソフトバンクグループ及びソフトバンクより、本応募株式（248,300,000 株（保有割合：23.47%））の内訳がソフトバンクグループ保有分の全て：199,204,800 株（保有割合：18.83%）及びソフトバンク保有分の一部：49,095,200 株（保有割合：4.64%）であること、本公開買付

け後も同社らが保有することとなる当社普通株式（当社が本公開買付けにより本応募株式の全部の買付け等を行った場合にはソフトバンクが保有することとなる 24,304,800 株（保有割合：2.30%））は、本日現在において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。また、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、あん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うこととなり、本応募株式のうちの一部を取得することとなりますが、当社は、ソフトバンクグループ及びソフトバンクより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式については、本日現在において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

- ③当社は、平成 28 年 6 月 21 日付で「平成 28 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間の業績見込みに関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく当社の平成 28 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間の業績見込みの概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 28 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間の業績見込み（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	1 株当たり 四半期純利益
今回発表見込み (A) (平成 28 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間)	61,267	26,280	26,171	16,425	17.12 円
前年同期実績 (B) (平成 27 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間)	82,340	41,464	41,533	26,301	23.06 円
増減額 (A) - (B)	△21,073	△15,184	△15,362	△9,876	△5.94 円
増減率	△25.6%	△36.6%	△37.0%	△37.5%	△25.8%

※上記数値につきましては、当該資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後の様々な要因によって異なる可能性があります。

（ご参考） 平成 28 年 6 月 21 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	959,474,722 株
自己株式数	98,417,678 株

以 上